

(一般原則)

第3条 略

2 指定短時間デイサービス事業者は、指定短時間デイサービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定短時間デイサービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定短時間デイサービス事業者は、指定短時間デイサービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第21条 指定短時間デイサービス事業者は、指定短時間デイサービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1)及び(2) 略

(管理者の責務)

第22条の2 指定短時間デイサービス事業所の管理者は、指定短時間デイサービス事業所の従業者の管理及び指定短時間デイサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定短時間デイサービス事業所の管理者は、当該指定短時間デイサービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第23条 指定短時間デイサービス事業者は、指定短時間デイサービス事業所ごとに、次に掲げ

(一般原則)

第3条 略

2 指定短時間デイサービス事業者は、_____
_____事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第21条 指定短時間デイサービス事業者は、指定短時間デイサービスを受けている利用者が次の_____いずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1)及び(2) 略

(運営規程)

第23条 指定短時間デイサービス事業者は、指定短時間デイサービス事業所ごとに、次に掲げ

る事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(9) 略

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 略

(勤務体制の確保等)

第24条 略

2 略

3 指定短時間デイサービス事業者は、短時間デイサービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定短時間デイサービス事業者は、全ての短時間デイサービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定短時間デイサービス事業者は、適切な指定短時間デイサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短時間デイサービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第24条の2 指定短時間デイサービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短時間デイサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定短時間デイサービス事業者は、短時間デイサービス従業者に対し、業務継続計画につい

る事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(9) 略

(10) 略

(勤務体制の確保等)

第24条 略

2 略

3 指定短時間デイサービス事業者は、短時間デイサービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。_____

て周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定短時間デイサービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第26条 略

2 指定短時間デイサービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第27条 略

2 指定短時間デイサービス事業者は、当該指定短時間デイサービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定短時間デイサービス事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、短時間デイサービス従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定短時間デイサービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定短時間デイサービス事業所において、短時間デイサービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第28条 略

2 指定短時間デイサービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定短時間デイサービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができ

(非常災害対策)

第26条 略

(衛生管理等)

第27条 略

2 指定短時間デイサービス事業者は、当該指定短時間デイサービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第28条 略

る。

(苦情処理)

第32条 略

2 略

3 指定短時間デイサービス事業者は、提供した指定短時間デイサービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4～6 略

(地域との連携等)

第33条 指定短時間デイサービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定短時間デイサービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定短時間デイサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定短時間デイサービス事業者は、指定短時間デイサービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定短時間デイサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定短時間デイサービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第34条 略

(虐待の防止)

第34条の2 指定短時間デイサービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない

(苦情処理)

第32条 略

2 略

3 指定短時間デイサービス事業者は、提供した指定短時間デイサービスに関し、法第115条45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4～6 略

(地域との連携__)

第33条 _____

__ 指定短時間デイサービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定短時間デイサービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第34条 略

い。

(1) 当該指定短時間デイサービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、短時間デイサービス従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定短時間デイサービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定短時間デイサービス事業所において、短時間デイサービス従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(記録の整備)

第36条 略

2 指定短時間デイサービス事業者は、利用者に対する指定短時間デイサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(5) 略

(安全管理体制等の確保)

第40条 略

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第40条の2 指定短時間デイサービス事業者及び指定短時間デイサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電

(記録の整備)

第36条 略

2 指定短時間デイサービス事業者は、利用者に対する指定短時間デイサービスの提供に関する次_____に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(5) 略

(安全管理体制等の確保)

第40条 略

第3章 雑則

磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定短時間デイサービス事業者及び指定短時間デイサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の向日市短時間デイサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱（以下「新短時間デイサービス基準要綱」という。）第3条第3項及び第34条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新短時間デイサービス基準要綱第23条の規定の適用については、この規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。
（業務継続計画の策定等に係る経過措置）
- 3 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、新短時間デイサービス基準要綱第24条の2の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう務めるものとする」とする。
（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）
- 4 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、新短時間デイサービス

基準要綱第27条第2項の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、新短時間デイサービス基準要綱第24条第3項の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。